

令和7年12月24日
東京都

市街地再開発組合の事業計画の変更認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可し、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、令和7年12月24日付けで公告したので、都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第39条第3項の規定に基づき、その内容について掲示する。

【公告の内容】

1 組合の名称

春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合

2 事業実施期間

平成24年3月15日から令和7年12月31日まで

3 施行地区

文京区小石川一丁目地内

4 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区小石川二丁目1番2号 ユニオン小石川第一ビル
平成24年3月15日

5 変更の内容

事業実施期間を令和9年3月31日まで延長する。

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和7年12月24日

問合せ先

(変更認可について)

東京都都市整備局市街地整備部再開発課民間再開発担当

担当 岡本・内田 電話 03-5320-5131

(事業内容について)

春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合

電話 03-5805-7793